

後期高齢者医療制度に加入しているかたへ

新しい資格確認書を7月下旬までに送付します

現在お使いの被保険者証(資格確認書)の有効期限は7月31日(木)です。
8月1日(金)以降は、新しい資格確認書を病院などで提示してください。



次の場合、保険料が軽減されます

① 同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和6年中の総所得金額などの合計額が基準以下の場合

軽減割合	基準(〰部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。)
7割	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)
5割	43万円+30.5万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)
2割	43万円+56.0万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)

② 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険)の被扶養者であった場合(加入してから2年を経過する月まで)

均等割額	所得割額
5割軽減*	負担なし

※①の表に該当する場合は軽減割合の高いほうが優先されます。

問合せ 保険年金課後期高齢者医療担当 ☎0480(31)7986

ご存じですか?

国民年金第1号保険者の独自給付

国民年金の給付には、被保険者の種別を問わず、その加入実績に基づき支給される基礎年金と、第1号被保険者加入期間に基づき支給される独自給付があります。独自給付は付加年金、寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金の4種類があります。



① 付加年金

国民年金保険料に月額400円を追加することで、老齢基礎年金と併せて受給できます。

付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料を納めた月数

対象 国民年金第1号被保険者、国民年金任意加入者
※保険料を免除されているかた、国民年金基金に加入しているかたは利用できません。

② 寡婦年金

国民年金第1号被保険者として10年以上保険料を納めていた(免除期間を含む。)夫が亡くなった場合に、60～65歳の間受給できます。

寡婦年金額 = 夫の第1号被保険者期間に基づき計算された老齢基礎年金額の4分の3

対象 10年以上婚姻関係が継続していて、夫によって生計を維持されていた妻

※夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受給していた場合、妻自身が老齢基礎年金の繰り上げ支給をしている場合は利用できません。

③ 死亡一時金

国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上あるかたが、老齢基礎年金などを受給せずに亡くなった場合、遺族が受給できます。

死亡一時金額 = 保険料を納めた月数に応じた額(12～32万円) ※付加年金を納めた期間が36月以上ある場合は、8,500円加算

対象 亡くなったかたと生計を同一にしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹(数字は受けられる順位)

※遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合は支給されません。また、寡婦年金を受けられる場合は、いずれかを選択となります。

④ 脱退一時金

日本国籍を有しないかたが、国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が6か月以上あり、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合、出国した日から2年以内に請求した場合に受給できます。

脱退一時金額 = 保険料を納めた月数に応じた額

対象 日本国籍を有しないかた

※日本に住所があるかたや、障害基礎年金などの年金の受給権を有した場合は利用できません。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112 保険年金課国民年金担当 ☎0480(31)7986